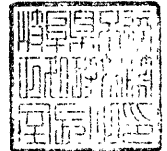


不 第 2 3 0 号
平成18年2月16日

放射線のゴミはいらない！市民ネット岐阜
代表 兼松 秀代 様
くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク
代表 寺町 知正 様
曾木を守る会 代表 水野 宗正 様

岐阜県健康福祉環境部
不適正処理対策室長



フェロシルト撤去の措置命令に関する要望書について（回答）

平成18年2月6日付けでご要望のありましたことについては、下記のとおりです。

記

要望事項1

知事は、地権者に措置命令及び岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第13条第3項、第4項の主旨が理解され、それによってフェロシルト撤去の措置命令が期限内に履行されるよう、注意を喚起してください。

回答

<瑞浪市稲津町>

土地所有者に対して、平成18年1月31日付けで措置命令及び条例第13条第3項に規定する土地所有者の責務について了知させるとともに、撤去への協力を文書指導しております。

また、今後の状況を勘案して、条例第13条第4項に基づく勧告についても検討していきます。

<瑞浪市陶町>

石原産業株式会社から、土地所有者との交渉がまとまり、現在、撤去作業に向けた事前調査を実施している旨の報告を受けております。

<土岐市鶴里町>

平成18年2月10日から特別管理産業廃棄物の範囲を確定するための追加ボーリング調査が開始され、同年2月17日からは掘削・撤去作業が開始される予定です。

追加ボーリング調査や搬出前の分析で確定された特別管理産業廃棄物扱いのフェロシルトについては、処理施設が確保されるまでの間、現地にて十分に雨水浸透防止措置を講じたうえで保管します。

また、当時のフェロシルト埋設行為者への確認の結果、フェロシルト埋設予想範囲の隣接地には、現在のところフェロシルトが埋設された情報はありますが、確認に努めております。

今後の撤去作業の進捗等により、埋設予想範囲を超えてフェロシルトの埋設が確認された場合には、県内他地区の撤去作業と同様に石原産業(株)に対して、当該フェロシルトについても撤去を指示していきます。

要望事項2

法は岐阜県内の3ヶ所のように措置命令に対し地権者が立入や撤去を拒む状況は想定していません。立入や撤去を拒む地権者に対し法の適用がなされるよう、関係機関へ提言してください。

回答

法律改正を含め措置命令が円滑に履行されるための方法について、環境省と協議していきます。